

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） <u>次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定める事由に該当したとき。</u></p> <p>a <u>金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき。</u></p> <p>b <u>国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫にあつては、次の（a）から（c）までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。</u></p> <p><u>（a） 単体又は連結普通株式等Tier1比率が4.5パーセント及び2.25パーセントを下回ったとき。</u></p> <p><u>（b） 単体又は連結Tier1比率が6パーセント及び3パーセントを下回ったとき。</u></p> <p><u>（c） 単体又は連結総自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを下回ったとき。</u></p> <p>c <u>国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫以外の銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき。</u></p> <p>d <u>保険会社にあつては、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が200パーセント及び100パーセントを下回ったとき。</u></p>	<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7） <u>金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき、銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）、保険会社にあつては、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が200パーセント及び100パーセントを下回ったとき。</u></p>

(8) ~ (24) (略)	(8) ~ (24) (略)
2 (略)	2 (略)

## 2 附 則

- 1 この改正規定は、平成25年3月31日から施行する。
- 2 平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間における改正後の第6条第1項第7号bの規定の適用については、同b(a)中「4.5パーセント」とあるのは「3.5パーセント」、「2.25パーセント」とあるのは「1.75パーセント」と、同b(b)中「6パーセント」とあるのは「4.5パーセント」、「3パーセント」とあるのは「2.25パーセント」とする。
- 3 平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間における改正後の第6条第1項第7号bの規定の適用については、同b(a)中「4.5パーセント」とあるのは「4パーセント」、「2.25パーセント」とあるのは「2パーセント」と、同b(b)中「6パーセント」とあるのは「5.5パーセント」、「3パーセント」とあるのは「2.75パーセント」とする。